

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護サービス情報公表システムに係るスマートフォン
アプリ「介護事業所ナビ」の開発について

計5枚（本紙を除く）

Vol.436

平成27年3月30日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3982)
FAX：03-3505-7894

事 務 連 絡

平成27年3月30日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）
各市町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護サービス情報公表システムに係るスマートフォンアプリ
「介護事業所ナビ」の開発について

介護サービス情報の公表制度については、介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度であり、介護保険をこれから利用しようと考えている方やそのご家族等が介護サービスを比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。本制度は、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを媒介して、インターネットでいつでも誰でも介護サービスの情報を入手することが可能となっており、現在、全国の約19万か所の事業所情報が公表されています。

この度、「介護サービス情報公表システム」の機能のうち、簡易な内容が簡単に検索・閲覧できるようスマートフォン専用（Android 及び iOS 対応）のアプリケーション「介護事業所ナビ」を厚生労働省において開発し、運用を開始しますので、下記のとおり情報提供させていただきます。

1. 実施日

平成27年4月1日（水）

2. スマートフォンアプリの概要

別紙のとおり。

※アプリケーション検索にて「介護事業所ナビ」と入力してください。

（担当）

厚生労働省 老健局振興課 地域包括ケア推進係

電話：03-5253-1111（内線 3982）

現在、全国約19万か所の介護サービス事業所の情報が閲覧できる「介護サービス情報公表システム」を活用し、スマートフォンを使って、簡易な事業所の情報が簡単に検索・閲覧できる専用のアプリケーション「介護事業所ナビ」を厚生労働省において開発。※Android 及び iOSに対応

～ 画面イメージ 1 ～



厚生労働省のクレジット



介護サービスに詳しくない方には質問形式で誘導



現在地からの距離や道順が分かる

～ 画面イメージ 2 ～

ボタン1つで目的の介護サービスを検索

例えば...

介護で困っている相談したい

- 介護の相談・ケアプラン作成
- 自宅に訪問
- 施設に通う
- 訪問・通い・宿泊を組み合わせる
- 短期間の宿泊
- 施設などで生活
- 地域に密着した小規模な施設など
- 福祉用具

車いすを利用したい

平易な表現でわかりやすく工夫

事業所の詳しい情報が満載!

詳細がよくわかる

ボタン1つで電話がかけられる

詳細情報

介護ナビステーション

施設概要

〒999-9999 東京都XXX区XXX9-99

施設を開く

事業所までの主な利用交通手段

XXX駅より徒歩5分

サービス提供地域

XXX区全域 隣接している他区は応相談

空き数/定員

空き数7人/定員10人

20XX年05月01日10:00公表

詳細情報を開く

サービスの内容に関する自由記述

独立した日常生活を送れるよう支援させていただきます。

詳しい情報はパソコン版をご覧ください。

パンコン版を見る

URLを送信

電話

事業所の基本的な情報がコンパクトにまとまっている

難しい介護用語もわかりやすく解説

受けられるサービスについて丁寧に説明

サービス利用までの流れもよくわかる

介護保険・サービスの解説

公表されている介護サービスについて

このアプリでは、介護保険法に基づく全24種類52サービス事業所・施設が公表されています。

※このサービスには、介護予防サービスも含まれます。なお、介護保険が、1日の利用可能の時間枠は2時間の制限がなされています。

4月からスタート

(保険者といえます。)

保険者として介護が必要と認められる方は、

要介護1～5と認定された方が利用できるサービス(介護給付)

介護保険で利用できるサービスには、

定められた場合、いつでもサービスを受けることができます。

また、40歳から64歳までの人は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。

※40歳以下の方は、介護保険制度を独自で利用

サービス利用までの流れ

まずは、お住まいの市区町村の窓口で要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)の申請をしましょう。申請後は市区町村の職員などから訪問受け、聞き取り調査(認定調査)が行われます。

お住まいの市区町村の窓口で要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)の申請をしましょう。申請後は市区町村の職員などから訪問受け、聞き取り調査(認定調査)が行われます。

お住まいの市区町村の窓口で要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)の申請をしましょう。申請後は市区町村の職員などから訪問受け、聞き取り調査(認定調査)が行われます。

介護保険制度やサービスの利用手順等がイラストで解説